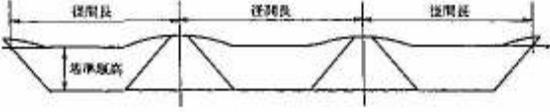
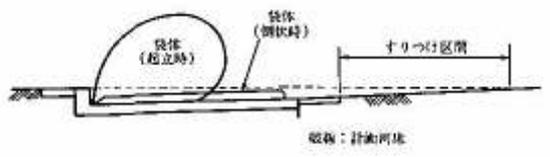
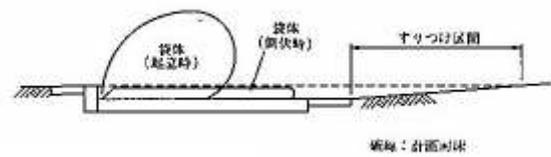


ゴム引布製起伏堰技術基準（案） 正誤表

「ゴム引布製起伏堰技術基準（案）」に以下のとおり間違いがありましたので訂正させていただきます。

ページ	誤	正
10 下から 12 行目	安全倒伏	完全倒伏
17 図 1.1		 ※堰柱の高さを訂正
20 図 1.2		 ※床版を水平に訂正
32 図 1.6 軸の修正	Y/H X/H	Y/H ₀ X/H ₀
33 図 1.7 軸の修正	Y/H X/H	Y/H ₀ X/H ₀
35 図 1.9 凡例の修正	H _d : 下流水深 H: 堰 高 H ₀ : 上流水深 (=1.2H) P ₀ : 初期内圧 H ₀ : 初期堰高	h _d : 下流水深 H: 堰 高 P ₀ : 初期内圧 H ₀ : 基準堰高
40 上から 14 行目	P: 堰頂内圧 (N/m ²)	P: 堰頂内圧 (kg/ms ²)
41 図 1.12	P: 内圧 (N/m ²)	P: 内圧 (kg/ms ²)
42 図 1.13	P: 内圧 (N/m ²)	P: 内圧 (kg/ms ²)
94 表 1.11 注)を追加		注) 支持杭と同等の安全性を有する摩擦杭は、支持杭の安全率を適用する(道路橋示方書・同解説参照)。
94 下から 3 行目	2mm 以上	1mm 以上
95 上から 2 行目	2mm	1mm
103 下から 7 行目から	1. しゃ水工の設置位置としては、袋体積載床版及び水叩き下部、堰の堤防への取付部、取付擁壁底版下部等があり、すべて連続して施工する必要がある。 2. 堰と堤防の取付けについては、浸透に対し十分な検討を行い、堤防の弱点とならないようにしなければならない。 3. しゃ水工に鋼矢板を使用する場合は、腐食の問題及び施工性からⅡ型以上のものを用いる場合が多い。	しゃ水工の構造と設置位置は、建設省河川砂防技術基準(案)同解説に基づき決定するものとする。
104 図 1.51		削除
104 下から 2 行目	不等沈下	不同沈下
123 上から 9 行目	配水管	排水管
123 下から 1 行目	図 1.53	図 1.53～図 1.56
128 下から 3 行目から 一部削除	〔解説〕 堰操作並びに第三者に対する安全施設として、手すり、タラップ等、また、堰周辺には図 1.57 に示すように、 <u>適当な範囲にわたり金網等の危険防止柵を設けたり、</u> 注意を喚起する立札による掲示を行う。	〔解説〕 堰操作並びに第三者に対する安全施設として、手すり、タラップ等、また、 <u>適当な範囲にわたり金網等の危険防止柵を設けたり、</u> 注意を喚起する立札による掲示を行う。
129 図 1.57		図 1.57 は〔参考〕扱い